

石綿健康被害救済制度の概要



令和6年度

 独立行政法人環境再生保全機構(ERCA)
石綿健康被害救済部

石綿スレート



一般住宅の彩色スレート屋根



波型スレートの拡大写真

石綿高圧管



①青石綿混入の水道用石綿セメント管。工場周辺域での石綿ばく露の可能性が指摘されていますが、取り付け現場でセメント管切断時に石綿粉じんが飛散した可能性もあります。

石綿含有ボード



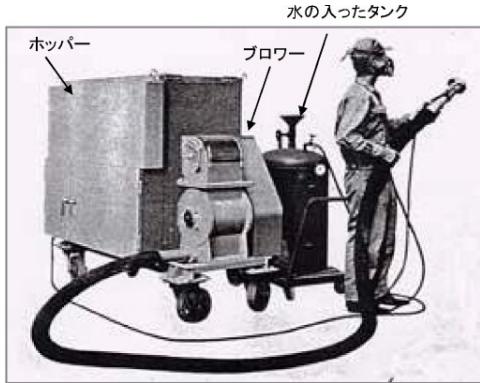
天井/石綿含有吸音板、
壁/石綿含有けい酸カルシウム有穴板

アスベストのばく露

厚生労働省:「石綿ばく露歴把握のための手引」より



吹き付けアスベスト



【概要】吹きつけ機の一例。左のホッパーに石綿を入れ、綿を更に細かく開錠しながら霧状の水およびブロワーの圧力で吹きつけます。綿が細ければ細かい程、仕上がりがキレイでした。



鉄骨の梁(はり)に耐火被覆として吹きついているところです。この作業周辺は粉じんが舞っていて、作業者や周辺で作業をしていた者が高濃度ばく露した可能性があります。



吹きつけ石綿(青石綿)
(劣化のため、天井から垂れ下がっています)

解体現場



天井の石綿セメント板(フレキシブル板)をバールで破壊し、かき集めているところ。破碎に伴い、粉じんが舞っています。

建築現場



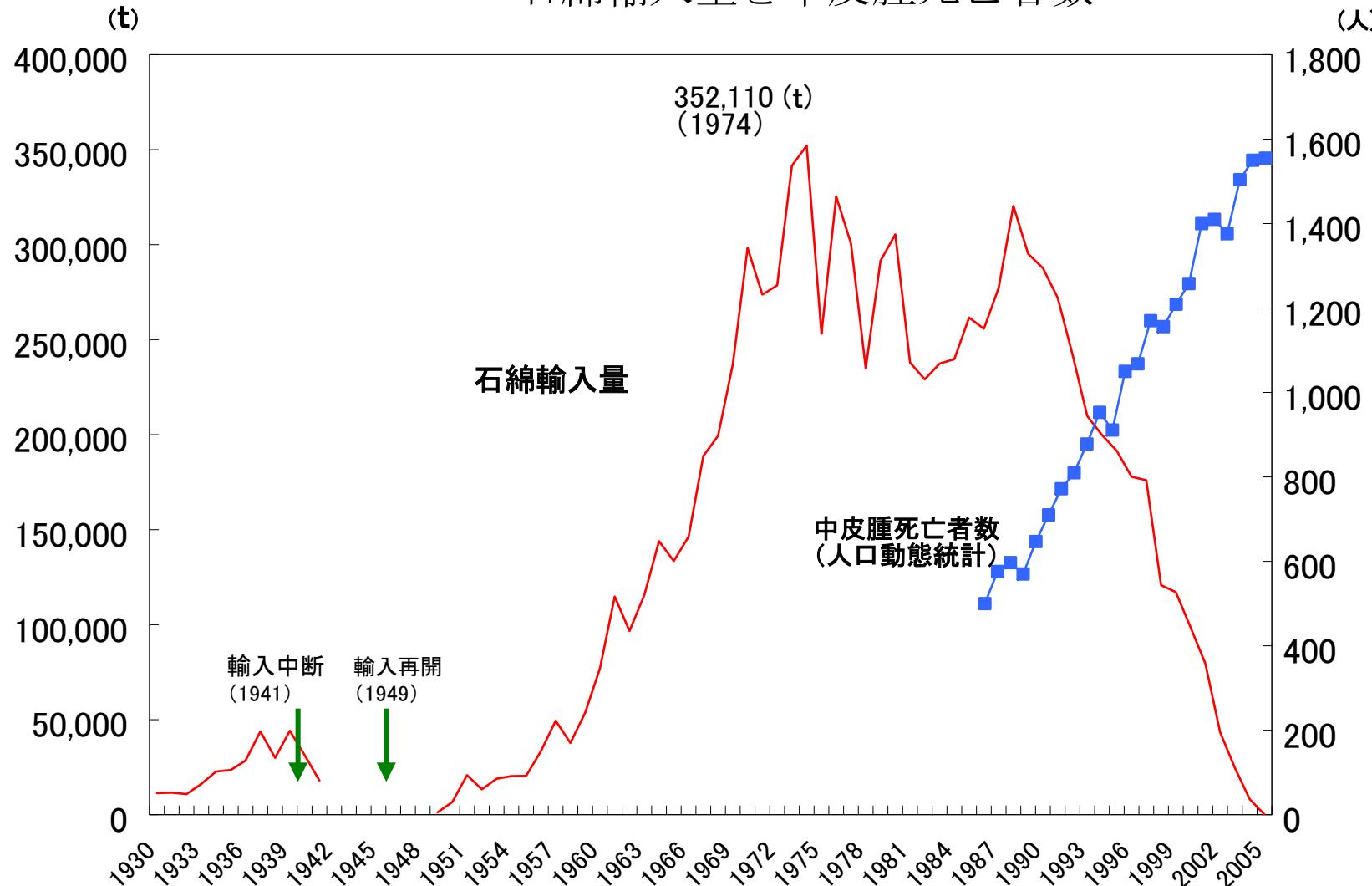
電気工による天井内で横に這いながらの作業で、写真の下に部屋があります。電気工、水道工、ダクト工、衛生設備工は天井内作業があり、写真はありませんが天井に石綿吹きつけがある場合、壁をこすって、石綿にはばく露することがあります。

切断作業



屋根工が、石綿含有の波型スレートを切断する作業です。屋根材、壁材、床材等、建築現場には石綿含有製品が多く、このように現場で切断作業を行うことにより、現場で粉じんが発生します。

石綿輸入量と中皮腫死者数



出典：石綿輸入量は「財務省貿易統計」、中皮腫死者数は「厚生労働省都道府県(21大都市再掲)別にみた中皮腫による死者数の年次推移平成7年～平成29年)人口動態統計(確定数)」による。

輸入量の増加カーブと約40年後の中皮腫死者数のカーブが似ている

○ 石綿健康被害救済制度とは ＜発足の経緯＞

平成17年6月 「クボタ・ショック」

尼崎市のクボタ旧神崎工場の従業員、周辺住民に、
中皮腫等の石綿健康被害者が多いことが顕在化。

- ・工場周辺等において環境経由で石綿にばく露した住民
- ・労働者が持ち帰った作業着等に付着した石綿を吸い込んだ家族
- ・労災保険に加入していない一人親方 など

➡ **労働者災害補償保険だけでは対応できない**

平成18年3月27日



「石綿による健康被害の救済に関する法律」施行

○ 石綿健康被害救済制度とは

<目的と救済対象>

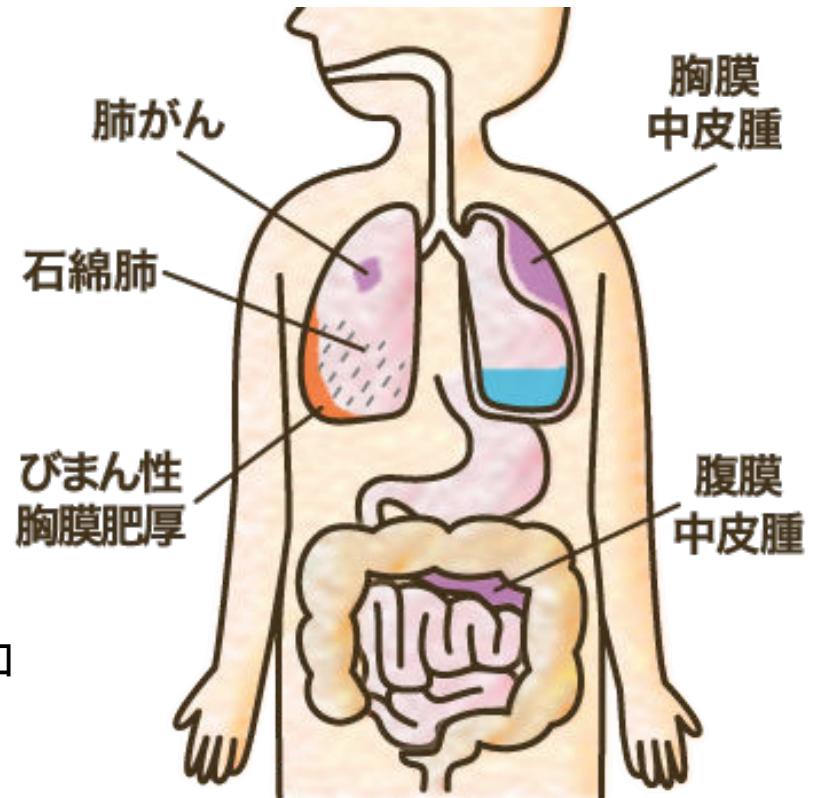
目的	石綿(アスベスト)健康被害者の迅速な救済
対象	石綿による健康被害を受けられた方及びそのご遺族の方で、 <u>労災補償等の対象とならない方</u>

○ 石綿健康被害救済制度とは

<指定疾病>

- ① 中皮腫
- ② 石綿による肺がん
- ③ 著しい呼吸機能障害を伴う
石綿肺
- ④ 著しい呼吸機能障害を伴う
びまん性胸膜肥厚

※ ③、④は平成22年7月の政令改正で追加



○ 石綿健康被害救済制度とは ＜救済給付の種類(1)＞

●ご療養中の方

- ① 医療費（自己負担分）
- ② 療養手当（103,870円／月）

●ご療養中の方がお亡くなりになった場合

- ③ 葬祭料（199,000円）
- ④ 救済給付調整金

(2,800,000円) – (お亡くなりになるまでに受けた給付額)

○ 石綿健康被害救済制度とは

<救済給付の種類(2-1)>

- お亡くなりになった方のご遺族
(施行前死亡者、未申請死亡者)
 - ⑤ 特別遺族弔慰金(2,800,000円)
 - ⑥ 特別葬祭料(199,000円)

○ 石綿健康被害救済制度とは ＜救済給付の種類(2-2)＞

● 法施行前にお亡くなりになった方のご遺族に支給する

特別遺族弔慰金等の
請求期限が10年延長されました

- ・中皮腫・肺がん: 令和14年3月27日まで
- ・石綿肺・びまん: 令和18年7月1日まで

○ 申請・請求受付状況 <制度発足～令和5年度累計>



(単位:件)

	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他	計
療養者	12,630	3,598	541	626	284	17,679
未申請 死亡者	2,142	813	157	110	62	3,284
施行前 死亡者	3,767	711	68	16	77	4,639
計	18,539	5,122	766	752	423	25,602

○近畿地方の申請・請求受付状況 <制度発足～令和5年度累計>

都道府県名	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性胸膜肥厚	その他	府県計	対全国比
大阪府	2,134	491	91	64	50	2,830	11.1%
滋賀県	198	54	7	6	4	269	1.1%
京都府	322	93	10	6	3	434	1.7%
兵庫県	1,872	481	46	43	41	2,483	9.7%
奈良県	309	84	9	15	7	424	1.7%
和歌山県	138	32	3	6	1	180	0.7%
近畿計	4,973	1,235	166	140	106	6,620	25.9%
全国計	18,539	5,122	766	752	423	25,602	

○ 申請・請求受付状況(受付機関別)



<制度発足～令和5年度累計>



(単位:件)

	ERCA本部 (直接)	ERCA 大阪支部※	保健所等	地方環境 事務所	合計
療養者	8,137	341	7,983	1,218	17,679
未申請死者	2,106	35	945	198	3,284
施行前死者	1,921	312	1,910	496	4,639
計 (割合)	12,164 47.5%	688 2.7%	10,838 42.3%	1,912 7.5%	25,602

※大阪支部は平成25年6月28日廃止

○ 認定状況 <制度発足～令和5年度累計>



(単位:件)

	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	計
療養者	10,823	2,244	43	229	13,339
未申請 死亡者	1,633	479	8	39	2,159
施行前 死亡者	3,477	154	41	11	3,683
計	15,933	2,877	92	279	19,181

○近畿地方の認定状況

<制度発足～令和5年度累計>

都道府県名	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性胸膜肥厚	小計	対全国比
大阪府	1,815	271	19	28	2,133	11.1%
滋賀県	174	31	0	1	206	1.1%
京都府	274	48	1	3	326	1.7%
兵庫県	1,637	248	7	16	1,908	9.9%
奈良県	260	48	3	5	316	1.6%
和歌山県	120	17	0	0	137	0.7%
近畿計	4,280	663	30	53	5,026	37.7%
全国計	15,933	2,877	92	279	19,181	

○労災保険制度と救済制度

	労災保険制度	石綿健康被害救済制度
対象者	労働者（日雇、パートタイマー、等を含む） 労災特別加入者	労災補償など他制度で 補償されない方
給付内容	療養給付・休業給付・ 遺族給付・葬祭料など	医療費・療養手当・ 特別遺族弔慰金・葬祭料など
対象疾病	①中皮腫 ②石綿肺がん ③石綿肺 ④びまん性胸膜肥厚 ⑤良性石綿胸水	①中皮腫 ②石綿肺がん ③著しい呼吸障害を伴う石綿肺 ④著しい呼吸障害を伴うびまん性 胸膜肥厚
申請窓口	労働基準監督署	環境再生保全機構 保健所 など

同時申請は可能ですが、労災の
給付が優先されます。（基本的に
同時給付なし）

○建設アスベスト給付金制度と救済制度



	建設アスベスト給付金制度	石綿健康被害救済制度
対象者	特定石綿建設業務労働者等 (一人親方、中小事業主、家族労働者を含む)	労災補償など他制度で 補償されない方
給付内容	給付金	医療費・療養手当・ 特別遺族弔慰金・葬祭料など
対象疾病	①中皮腫 ②石綿肺がん ③石綿肺 ④著しい呼吸障害を伴うびまん性胸膜肥厚 ⑤良性石綿胸水	①中皮腫 ②石綿肺がん ③著しい呼吸障害を伴う石綿肺 ④著しい呼吸障害を伴うびまん性胸膜肥厚
申請窓口	厚生労働省	環境再生保全機構 保健所など

対象となる石綿にさらされる建設業務に従事していた期間

期間	業務
昭和47年10月1日～昭和50年9月30日	石綿の吹付け作業に係る建設業務
昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一定の屋内作業場で行われた作業に係る建設業務

同時に申請し、
両方の給付を
受けられます。
(同時受給可)

昭和47年10月1日～平成16年9月30日の間に

建設現場で石綿にばく露し、

石綿関連の疾病を発症された

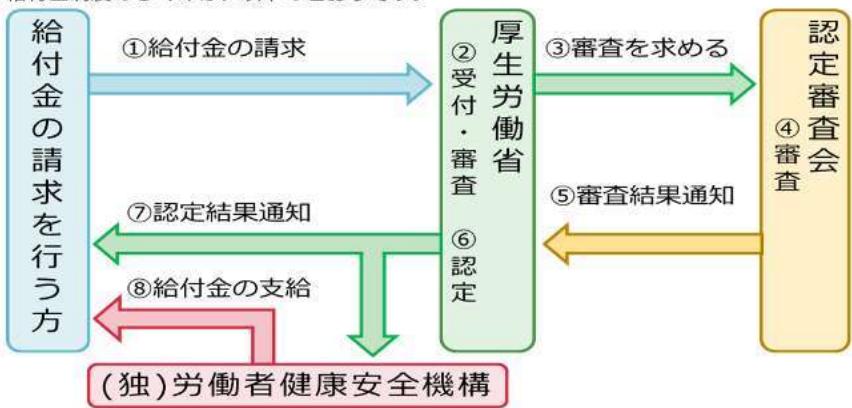
労働者、一人親方やそのご遺族の皆様へ

～建設アスベスト給付金制度について～

一定の要件を満たす場合には、給付金等が支給されます。

給付金制度のしくみ

給付金制度のしくみは、以下のとおりです。



※「① 給付金の請求」に関して、厚生労働省から請求者の方にご連絡し、不足書類や追加資料の提出をお願いをする場合があります。

※認定・不認定の結果については、書面でご連絡します。

給付金及び追加給付金（給付金等）の対象者

以下の①～③の要件を満たす方が対象となります。

①次の表の期間ごとに、表に記載している石綿にさらされる建設業務に従事することにより、

②石綿関連疾病にかかった

③労働者や、一人親方・中小事業主（家族従事者等を含む）であること

期間	業務
昭和47年10月1日～昭和50年9月30日	石綿の吹付け作業に係る建設業務
昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一定の屋内作業場で行われた作業に係る建設業務

※ 表の期間及び業務は、最高裁判決を踏まえ定められたものです。

※ 石綿関連疾病：

- (1) 中皮腫 (2) 肺がん
- (3) 著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚
- (4) 石綿肺（じん肺管理区分が管理2～4） (5) 良性石綿胸水

※ ご本人がお亡くなりになられている場合には、ご遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹）からの請求が可能です。

給付金等の主な内容

給付金の支給を希望される方からの請求に基づき、認定審査会において審査を行います。厚生労働大臣は、認定審査会の審査の結果に基づいて、病態区分に応じ、以下の給付金を支給します。

1	石綿肺管理2でじん肺法所定の合併症のない者	550万円
2	石綿肺管理2でじん肺法所定の合併症のある者	700万円
3	石綿肺管理3でじん肺法所定の合併症のない者	800万円
4	石綿肺管理3でじん肺法所定の合併症のある者	950万円
5	中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、石綿肺管理4、良性石綿胸水である者	1,150万円
6	上記1及び3により死亡した者	1,200万円
7	上記2、4及び5により死亡した者	1,300万円

※ 給付金を支給された後、症状が悪化した方には、請求に基づき、追加給付金（表における区分の差額分）を支給します。

※ 石綿にさらされる建設業務に従事した期間が一定の期間未満の方、肺がんの方で喫煙の習慣があつた方については、それぞれ給付金等の額が1割減額されます。

給付金等の請求手続き

給付金の請求に必要な書類をそろえ、以下の宛先まで簡易書留やレターパックなど、配達状況や到着の確認ができる方法で郵送してください。

詳細は厚生労働省HPやパンフレット「建設アスベスト給付金制度の概要」、「建設アスベスト給付金請求の手引き」を参照してください。

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館
厚生労働省労働基準局労災管理課
建設アスベスト給付金担当 あて

(厚労省HP)



なお、労災保険の支給決定等を受けた後であれば、給付金等の認定審査を迅速に行うことができる場合がありますので、給付金等の請求に先んじて労災保険給付の請求をご検討ください。

労災支給決定等情報提供サービスをご活用ください

給付金の請求手続きの利便性の向上を図るために、「石綿関連疾病に関する労災保険給付の支給決定」や「石綿救済法の特別遺族給付金の支給決定」をすでに受けた方や、そのご遺族に対し、これらの支給決定情報について情報提供サービスを実施します。

- ✓ このサービスを利用していくと、給付金の請求書記載への利用や添付書類の一部を省略することができます。
- ✓ 情報提供サービスは無料でご利用いただけます。

給付金等の請求期限

給付金等については、①石綿関連疾病にかかった旨の医師の診断日又は②石綿肺に係るじん肺管理区分の決定日（③石綿関連疾病により死亡したときは、死亡日）から20年以内に請求していただく必要があります。

相談窓口（労災保険相談ダイヤル）

相談窓口も設置しておりますので、必要に応じてご連絡ください。

0570-006031

※月曜日～金曜日 8:30～17:15（土・日・祝日・年末年始はお休みします）
※ご利用の際は、通話料がかかります。

I P電話など、一部の電話からはご利用になれません。

○最後に

機構 ホーム アスベスト(石綿) 健康被害の救済 汚染負荷量賦課金 申告のご案内 大気環境・ぜん息などの情報館 環境研究 総合推進費 地球環境基金 の情報館 PC処理

▶ アスベスト(石綿) 健康被害救済給付の概要 ▶ アスベスト(石綿) とは? ▶ 申請(請求)なさる方 ▶ 認定後、給付方
▶ 医療関係者向け情報 ▶ 保健所等受付業務 担当者向け情報

施設ホーム > アスベスト(石綿) 健康被害の救済 > 中皮腫とは～診断・治療から公的制度まで～



中皮腫とは
～診断・治療から公的制度まで～

家族が中皮腫に…。
公的なサービスはある?

そもそも中皮腫って、
どういう病気なの?

自宅でも介護できる?
緩和ケアって?

石綿健康被害で療養中の皆様に
安心して療養生活を送っていただけるように。

このウェブサイトは、中皮腫に関する情報を幅広く掲載することで、療養中の皆様が安心して
療養生活を送れるように、石綿健康被害救済制度の事業のひとつとして実施しています。

中皮腫とその診断・治療

中皮腫とその診断・治療について、ご紹介します。

補償・救済や介護に関する制度

石綿健康被害に関する制度について、ご紹介します。

緩和ケア・在宅医療

緩和ケアや在宅医療について、ご紹介します。

「中皮腫とは～診断・治療から公的制度まで」

サイトがございます。†

中皮腫患者様・ご家族へ
ご案内くださいますよう
よろしくお願い致します

機構トップページからリンクまたは
手引き裏面にアドレスを掲載しています。
(<https://www.erca.go.jp/asbestos/mesothelioma>)

保健所等の皆様のご理解・ご協力により、これまでに19,181名と、多くの健康被害者・ご遺族を救済することができました。

引き続き、
ご理解・ご協力を賜ります
よう
お願い申し上げます



保健所、自治体単位での個別説明会も行えます
ので、お気軽にご相談ください。